公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１７１号
愛媛県松山市吉藤３丁目８番４号
債務者　竹田　直哉
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野垣　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第９９１号
福岡県春日市下白水南６丁目６番地　シャトレ博多南401号
債務者　徳廣　直樹
1　決定年月日時　平成26年７月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　桑野　貴充
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７０２号
京都府八幡市男山八望３番地１―Ｂ46―404、前住所京都府相楽郡精華町光台６丁目８番地２
債務者　中野　肇
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　悠子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月15日午後２時45分
5　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２６号
大阪市阿倍野区天王寺町北１丁目８番31号
債務者　魚見　爲朗
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤原　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０３４号
大阪市鶴見区横堤２丁目21番２―104号
債務者　東堤　玲子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　千尋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月16日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５４２号
横浜市緑区中山町1002番地１　ランドシティ横濱中山203号
債務者　笹渡ひろみ
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝沢　章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４０号
愛媛県今治市蔵敷町２丁目10番地の２、前住所徳島県三好市西祖谷山村一宇413番地
債務者　在間　知徳
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森岡　宗平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年11月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第４６号
岐阜県可児市今渡2024番地１　アブニール21―106、前住所岐阜県可児市広見５丁目143番地　ミヤジママンション303
債務者　鈴木　一匡
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安井　典高
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第３０４２号
大阪市東住吉区杭全８丁目２番24号
債務者　岡田　耕二
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀木　由紀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８号
大分市大字羽田355番地　市営羽田住宅Ｃ105、従前の住所大分県中津市大字蛎瀬1280番地１ワンダーランド中津米山店303号
債務者　柴尾　忠興
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　津島　成治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１９８号
大分市大字中判田2038番地の109
債務者　吉田　茂良
1　決定年月日時　平成26年８月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　立茂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３６３号
神戸市北区鈴蘭台北町３丁目16番26号
債務者　安川こと　安川　孝
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀内　雄樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年10月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２８１３号
兵庫県伊丹市南町２丁目３番７―242号
債務者　西川　直樹
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小寺　陽平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月23日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目６番14―401号　茅ヶ崎フェリクスコート長尾
債務者　齋藤花菜子
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　檜垣　智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２７号
神奈川県横須賀市坂本町２丁目19番地　やすらぎ荘Ｄ号
債務者　八嶋　勇
1　決定年月日時　平成26年８月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松岡　義久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月14日午後４時
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第９７３号
福岡県大牟田市大字倉永371番地２
債務者　野口　暢幸
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　久敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月20日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
福岡地方裁判所第４民事部